

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則（昭和62年3月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年7月1日から適用する。